

# 高齢受給者証がカードになります

現在、満70歳に達した被保険者および被扶養者の方を対象に紙証の健康保険高齢受給者証を交付しておりますが、令和4年4月1日発行分よりカード証での交付へと変更させていただきます。

また、既に交付しております紙証は引き続きご使用いただけるため、カード証への差し替えは行いません。なお、カード証への変更を希望される場合は、紙証を添付のうえ再交付申請書をご提出くださいますようお願いいたします。

再交付申請書は[こちら](#)からダウンロードしてください。

マイナンバーカードをお持ちの方へ

## マイナンバー利用登録はお済でしょうか??

令和3年10月より健康保険証の記号番号やマイナンバーカードのICチップなどをもとに、医療機関や薬局が加入者情報などをオンラインですぐに確認できる仕組み（オンライン資格確認）が始まっており、[対応医療機関等](#)も増えております。

マイナンバーカードを健康保険証として利用するための登録をマイナポータルにて行うことにより、健康保険証・高齢受給者証としても利用ができます。

また、入院などの高額な窓口負担が生じる場合に必要となる限度額適用認定証としても、利用することができます。

マイナンバーカードをお持ちの方は利用登録をお願いいたします。



マイナンバーカードはお持ちですか？

色々なメリットがあります！

詳しくは[こちら](#)をご参照ください。